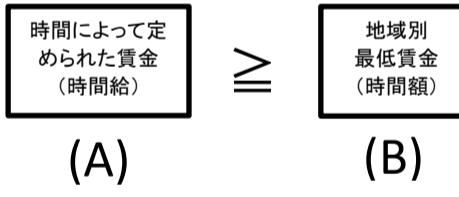
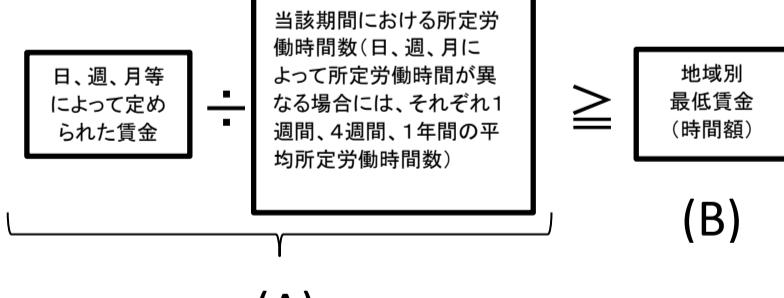


## 労働条件等自主点検表

施設名称	おきなわ工芸の杜	対象年度	令和4年度
指定管理者名	おきなわ工芸の杜共同企業体		

※ 次の確認事項について、「指定管理者による確認結果」欄の該当する箇所に○又は必要事項の記載をお願いします。

確認事項	指定管理者による確認結果																									
<b>1 労働条件の明示</b> 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。	就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	労働契約締結時には明示していない																					
労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません。(労働基準法(以下「法」という。)第15条)	<input type="radio"/>	2	3	4	5																					
	(3～5については、改善が必要です)																									
<b>2 就業規則</b> 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また、就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。	常時使用する労働者は10人未満である。	常時使用する労働者が10人以上である																								
常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。(法第89条) また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません。(法第106条)		作成して監督署に届け出てあり、内容も実情に合っている	作成して監督署に届け出てあるが、内容が実情に合っていない	作成してあるが、監督署に届け出ていない	作成していない																					
	1	<input type="radio"/>	3	4	5																					
	(3～5については、改善が必要です)																									
<b>3 所定休日</b> 所定休日をどのように定めていますか。  休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えるなければなりません。(法第35条)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">週休2日制</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">週休1日制</th> <th style="text-align: center;">その他</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">完全(毎週)</td> <td style="text-align: center;">月3回</td> <td style="text-align: center;">隔週</td> <td style="text-align: center;">月1～2回</td> <td style="text-align: center;">週1日</td> <td style="text-align: center;">4週4日</td> <td style="text-align: center;">4週3日以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"> <input type="radio"/> </td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </table>					週休2日制				週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下	1	<input type="radio"/>	3	4	5	6	7
週休2日制				週休1日制		その他																				
完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下																				
1	<input type="radio"/>	3	4	5	6	7																				
	(7については、改善が必要です)																									

確認事項	指定管理者による確認結果																				
<b>4 年次有給休暇</b> 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。	<table border="1" data-bbox="881 224 1737 449"> <tr> <td data-bbox="881 224 1168 313">法定どおりの年次有給休暇を与えている</td><td data-bbox="1168 224 1455 313">年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td><td data-bbox="1455 224 1737 313">年次有給休暇を与えていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="881 313 1168 449"><input checked="" type="radio"/> 1</td><td data-bbox="1168 313 1455 449">2</td><td data-bbox="1455 313 1737 449">3</td></tr> </table>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3	(2、3については改善が必要です)													
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																			
<input checked="" type="radio"/> 1	2	3																			
年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません。(法第39条)		※年次有給休暇の法定の付与日数表(週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。)																			
		<table border="1" data-bbox="881 622 1737 741"> <tr> <td data-bbox="881 622 977 662">勤続年数</td><td data-bbox="977 622 1034 662">0.5</td><td data-bbox="1034 622 1092 662">1.5</td><td data-bbox="1092 622 1149 662">2.5</td><td data-bbox="1149 622 1207 662">3.5</td><td data-bbox="1207 622 1264 662">4.5</td><td data-bbox="1264 622 1321 662">5.5</td><td data-bbox="1321 622 1379 662">6.5以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="881 662 977 741">付与日数</td><td data-bbox="977 662 1034 741">10</td><td data-bbox="1034 662 1092 741">11</td><td data-bbox="1092 662 1149 741">12</td><td data-bbox="1149 662 1207 741">14</td><td data-bbox="1207 662 1264 741">16</td><td data-bbox="1264 662 1321 741">18</td><td data-bbox="1321 662 1379 741">20</td></tr> </table>	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20	※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。		
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上														
付与日数	10	11	12	14	16	18	20														
<b>5 健康診断</b> 定期健康診断を実施していますか。	<table border="1" data-bbox="881 855 1737 1076"> <tr> <td data-bbox="881 855 1168 944">毎年1回以上定期的に行っている</td><td data-bbox="1168 855 1455 944">年によって行ったり行わなかったり一定しない</td><td data-bbox="1455 855 1737 944">行ったことがない</td></tr> <tr> <td data-bbox="881 944 977 1076"><input checked="" type="radio"/> 1</td><td data-bbox="977 944 1264 1076">2</td><td data-bbox="1264 944 1737 1076">3</td></tr> </table>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	<input checked="" type="radio"/> 1	2	3	(2、3については、改善が必要です)													
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																			
<input checked="" type="radio"/> 1	2	3																			
<b>6 最低賃金</b> 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	<table border="1" data-bbox="881 1193 1737 1388"> <tr> <td data-bbox="881 1193 1168 1260">支払っている</td><td data-bbox="1168 1193 1455 1260">支払っていない</td><td data-bbox="1455 1193 1737 1260"></td></tr> <tr> <td data-bbox="881 1260 977 1388"><input checked="" type="radio"/> 1</td><td data-bbox="977 1260 1264 1388">2</td><td data-bbox="1264 1260 1737 1388"></td></tr> </table>	支払っている	支払っていない		<input checked="" type="radio"/> 1	2		(2については、改善が必要です。)													
支払っている	支払っていない																				
<input checked="" type="radio"/> 1	2																				
	<p><b>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</b></p> <p><u>(時給制の場合)</u></p>		<p><u>(日給制、週給制、月給制の場合)</u></p>																		

確認事項	指定管理者による確認結果																						
<b>7 割増賃金</b> 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。	<b>時間外労働・深夜労働について</b> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="881 232 1149 313">2割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="1149 232 1455 313">2割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1455 232 1723 313">時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="881 313 1149 395">1</td><td data-bbox="1149 313 1455 395">2</td><td data-bbox="1455 313 1723 395">3</td></tr> </table>			2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	1	2	3														
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																					
1	2	3																					
	(2、3については改善が必要です。)																						
法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。(法第37条)	<b>休日労働について</b> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="881 584 1149 665">3割5分以上の割増率にしている</td><td data-bbox="1149 584 1455 665">3割5分未満の割増率にしている</td><td data-bbox="1455 584 1723 665">休日労働をさせているが、支払っていない</td></tr> <tr> <td data-bbox="881 665 1149 746">1</td><td data-bbox="1149 665 1455 746">2</td><td data-bbox="1455 665 1723 746">3</td></tr> </table>			3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	1	2	3														
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																					
1	2	3																					
	(2、3については改善が必要です。)																						
<b>8 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入</b> 当該指定管理施設で勤務する従業員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していますか。 また、未加入者がいる場合は、その理由を記載してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="881 895 1015 976" rowspan="2">従業員数</th><th colspan="2" data-bbox="1015 895 1226 976">雇用保険</th><th colspan="2" data-bbox="1226 895 1436 976">健康保険</th><th colspan="2" data-bbox="1436 895 1723 976">厚生年金保険</th></tr> <tr> <th data-bbox="1015 976 1092 1030">加入数</th><th data-bbox="1092 976 1168 1030">未加入数</th><th data-bbox="1226 976 1302 1030">加入数</th><th data-bbox="1302 976 1379 1030">未加入数</th><th data-bbox="1436 976 1513 1030">加入数</th><th data-bbox="1513 976 1589 1030">未加入数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="881 1030 1015 1125">8</td><td data-bbox="1015 1030 1092 1125">6</td><td data-bbox="1092 1030 1168 1125">2</td><td data-bbox="1226 1030 1302 1125">4</td><td data-bbox="1302 1030 1379 1125">4</td><td data-bbox="1436 1030 1513 1125">4</td><td data-bbox="1513 1030 1589 1125">4</td></tr> </tbody> </table>	従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険		加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数	8	6	2	4	4	4	4		
従業員数	雇用保険		健康保険		厚生年金保険																		
	加入数	未加入数	加入数	未加入数	加入数	未加入数																	
8	6	2	4	4	4	4																	
	<b>保険の名称</b> <b>未加入者がいる理由</b>																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="881 1233 1015 1288">雇用保険</td><td data-bbox="1015 1233 1723 1288">加入要件を満たさないため</td></tr> </table>			雇用保険	加入要件を満たさないため																		
雇用保険	加入要件を満たさないため																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="881 1355 1015 1409">健康保険</td><td data-bbox="1015 1355 1723 1409">加入要件を満たさないため</td></tr> </table>			健康保険	加入要件を満たさないため																		
健康保険	加入要件を満たさないため																						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="881 1504 1015 1558">厚生年金保険</td><td data-bbox="1015 1504 1723 1558">加入要件を満たさないため</td></tr> </table>			厚生年金保険	加入要件を満たさないため																		
厚生年金保険	加入要件を満たさないため																						